

## 単価契約仕様書

### 1 件名

モノクロデジタル乾式複写機(大阪市中央区役所2台)長期借入(単価契約)

### 2 数量

2台

### 3 設置場所及び設置台数

大阪市中央区久太郎町1-2-27

(ア) 中央区役所総務課執務室(中央区役所5階)

(イ) 中央区役所市民協働課執務室(中央区役所5階)

### 4 使用予定枚数

「別表」のとおり

使用予定枚数は、契約期間中における当区の予定枚数を示すもので、実際枚数との差異について異議を申し立てることはできないものとする。

### 5 借入期間

令和8年4月1日から令和13年2月28日まで(59月)

### 6 内容

モノクロ乾式電子複写機(付属品を含む)の使用、複写に必要な消耗品(コピー用紙を除く)の供給及び良好な複写機を維持するための保守について1枚あたりの複写料による単価契約とする。

### 7 設置機器の規格等

#### (1) 基本性能／コピー機能

ア 型式はコンソール(据置型)であること。

イ ウオームアップは1分以内であること。

ウ 本体の幅は、本体と手差し、フィニッシャーなどのオプションを含め、1,900mm以下であること。

エ 複写原稿サイズ 最大A3版が可能であること。

オ 複写用紙サイズ 最少A5版、最大A3判が可能であること。

カ 複写倍率 縮小 3段階(86%、81%、70%)以上

拡大 3段階(115%、122%、141%)以上

任意 最少 25%以下 最大 400%以上(1%単位の任意設定)

キ 連続複写速度 每分 55 枚以上

ク 連続複写枚数 999 枚以上

ケ 紙トレイ 前面給紙で4段階以上かつ手差し給紙が可能であること。

給紙容量 前面給紙 4段かつ手差しを併せて 5,000 枚以上であること。

コ 縮小拡大コピー時においても、専用カセットなどの付属品を必要とせず、コピーできること。

サ 自動用紙選択機能、自動倍率選択機能、自動濃度調整機能等の自動機能を持つこと。

シ 自動両面原稿送り装置(1パス読み込みできること)、自動両面コピー機能(ノンスタッカ方式)を持つこと。

ス 電源は AC100V、15A 以下、最大消費電力は 1.5KW 以下であること。

セ 予約コピー機能、集約コピー機能、ソート機能を持つこと。

ゾ 原稿を読みながら並行してコピー排出が出来ること。

タ ネットワークインターフェイス装備していること。

① ネットワークインターフェイスについては、100base-TX/10base-T に対応していること(自動切換え)。

(2) 本体集計管理機能を持ち、印刷の累計カウント数を記録することができると共に、片面・両面印刷のカウント数を記録又は算出できるものとし、特殊なソフトの導入、管理機能等の設置を必要としないこと。

(3) 長期使用するため、設置機器本体及びその他すべての付属品は新品(新造機)であること。

- (4) ネットワークプリンタ機能を利用できること。
- ① 印刷速度は、複写時と同等以上であること。
  - ② 2枚または4枚の原稿を、1枚にまとめて印刷する機能があること。
  - ③ プリント印刷中でもコピー作業の予約ができる。また、コピー作業中にプリント印刷の予約ができる。
  - ④ ウェブ上でプリンタの状態を管理できる機能をもつこと。
  - ⑤ 印刷物のセキュリティを確保するため、パソコンから印刷指示後、複合機本体にパスワードを入力してから出力できる機能を有すること。
- (5) ネットワークスキャナー機能を利用できること。
- ア 自動両面原稿送り装置を装備し、両面原稿もスムーズに読み取りできること。
- イ 読み取り速度は、片面時
- |      |       |
|------|-------|
| モノクロ | 80枚/分 |
| カラー  | 80枚/分 |
- 両面時
- |      |          |
|------|----------|
| モノクロ | 160ページ/分 |
| カラー  | 160ページ/分 |
- 以上であること。
- ウ スキャナーで読み取ったデータを複合機にてPDF形式に変換し、本市が管理するサーバーのドメイン環境にて、指定されたファイルサーバーへ転送できること。
- エ セキュリティ確保のため複合機に保存したデータをパスワードにて保護する機能を持つこと。保存されたデータは一定期間後自動削除する機能を持つこと。
- (6) フィニッシャーとしてステープル機能を持つこと。【(ア)総務課執務室分のみ】
- ① フィニッシャートレイは2500枚以上
  - ② ステープル機能は最大枚数50枚以上、位置は1か所綴じ、両綴じ(平行)が可能であること。

## 8 設置

- (1) 本市が指定する場所に本体及び付属品を設置調整し、設置完了後に本市の指示に基づき動作確認を実施すること。
- (2) 設置場所については、設置スペース、電源位置、コンセントの形状等をあらかじめ確認すること。
- (3) 機器の設置については、設置場所の担当者に確認のうえ、契約業者が責任をもって設置を行い、本市業務に支障をきたさないように努めること。なお、業務時間内に設置しなければならない場合は、担当者と事前に打ち合わせを行い、了承を得て設置を行うこと。
- (4) 組立・設置については契約業者が責任をもって行うこととし、契約業者と既設設置業者との間で撤去等の打ち合わせを行い、その内容ならびに設置日時等を設置場所の担当者に報告し、了承を得ること。
- (5) 組立・設置・移設時に発生する費用については契約業者が負担すること。
- (6) 調達物品等に係るマニュアル、技術資料等は必要部数を提供すること。
- (7) 導入に際して、梱包材、本市が不要と判断する付属品、マニュアル等を撤去すること。

## 9 保守内容

- (1) 点検・整備・部品の交換を行い、機器を良好な状態に保つこと。また、適切な整備部品の交換を行っていても機器の良好な稼働が確保されない場合は、直ちに同等以上の機能を有する代替機を設置すること。
- (2) 代替機の設置にかかる費用は契約業者が負担すること。
- (3) LGWAN-ASP又はインターネットサービスなどにより、以下のリモート保守の提供を行うこと。
  - ・複合機本体において障害が発生した場合、障害報告を受注者側の保守窓口に自動通知する機能を有すること。
  - ・複合機本体からトナーの減少や交換状況を保守窓口に自動通知し、消耗品が自動的に配送される仕組みを有すること。
- (4) 故障の発生時、本市からの修繕依頼を受理後、2時間以内に到着できる保守体制が確立されていること。また、風水害等やむを得ない事情により上記時間内に設置場所に到着できない場合は、その旨を本市まで連絡の上、修繕を実施する日時を打ち合わせること。
- (5) 修繕依頼連絡先、紙詰まり等軽微な障害への対処方法を各機器に分かりやすいところに表示しておくこと。
- (6) ネットワークスキャナーを使用した際に生じた故障についても、(1)及び(4)のとおり保守業務を行うこと。

## 10 使用状況報告

毎月次の2項目について、翌月10日までを期限とし報告すること。10日が休館日の場合は翌開庁日とする。また、年度末については明細書を3月31日付とする。

- (1) 設置機械毎の総カウント数。
- (2) 設置機械毎の両面カウント数。
- (3) 認証機械はユーザーごとの使用枚数が分かること

#### 11 機密保持

- (1) 契約業者は、業務に関連して知り得た情報、その他の業務に関する情報を第三者に漏洩、開示してはならない。
- (2) 契約業者は、契約期間だけではなく本契約終了後も情報機密保持を行うものとする。

#### 12 借入期間満了時の取扱い

借入機器の借入期間満了時には、対象機器の撤去を行いメモリー並びにストレージメモリーから設定データ及び蓄積データ等の内容を完全消去し、その作業が完了した旨の報告書を提出すること。なお、撤去にかかる費用は契約業者が負担すること。

#### 13 その他

- (1) 使用予定数量は、過去の実績から算出したものである。従って契約業者は増減が生じる可能性があることをあらかじめ承知するものとする。
- (2) 機器設置及び撤去作業については、日程表を速やかに提出し、本市担当者の了解を得ること。
- (3) 契約締結後から借入期間開始までに機器を納入し、借入開始日に機器の利用ができる状態にしておくこと。借入開始までは試用期間とする。
- (4) 運搬、設置及び撤去等にかかる費用については、契約業者負担とする。
- (5) 支払請求は、設置機械毎に行い、請求の際に「10.使用状況報告」にて報告を求めている(1)・(2)の事項を記載した設置機械毎の納品書を添付すること。
- (6) 使用済みトナーカートリッジ等不用品については回収を行うこと。なお、不用品回収で再生利用可能なものは、自然環境保全と資源の有効活用をはかる点から再生利用をすすめること。
- (7) 紙詰まりのときは、料金カウントがアップしないこと。
- (8) グリーン購入法、エコマーク及び国際エネルギー・プログラム適合製品であること。
- (9) この仕様書に疑義が生じた場合は担当者と協議すること。
- (10) 別添の特記仕様書各項目を遵守すること。

#### 【別表】使用予定数量

担当名	設置場所	台数	現在使用複写機 1台あたり・月平均枚数
総務課	5階	1	16,586枚
市民協働課	5階	1	11,305枚

参考:直近1年(令和6年11月～令和7年10月)実績

## 特記仕様書

### (条例の遵守)

第1条 受注者および受注者の役職員は、この契約の履行に際しては、「職員等の公正な職務の執行の確保に関する条例」(平成18年大阪市条例第16号)(以下「条例」という。)第5条に規定する責務を果たさなければならない。

### (公益通報等の報告)

第2条 受注者は、この契約について、条例第2条第1項に規定する公益通報を受けたときは、速やかに、公益通報の内容を発注者(大阪市中央区役所総務課)へ報告しなければならない。

- 2 受注者は、公益通報をした者又は公益通報に係る通報対象事実に係る調査に協力した者から、条例第12条第1項に規定する申出を受けたときは、直ちに、当該申出の内容を発注者(大阪市中央区役所総務課)へ報告しなければならない。
- 3 発注者と本契約を締結した受注者は、この契約の履行に関して、発注者の職員から違法又は不適正な要求を受けたときは、その内容を記録し、直ちに発注者(大阪市中央区役所総務課)(連絡先:06-6267-9625)に報告しなければならない。

### (調査の協力)

第3条 受注者及び受注者の役職員は、発注者又は大阪市公正職務審査委員会が条例に基づき行う調査に協力しなければならない。

### (公益通報に係る情報の取扱い)

第4条 受注者の役職員又は受注者の役職員であった者は、正当な理由なく公益通報に係る事務の処理に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

### (発注者の解除権)

第5条 発注者は、受注者が、条例の規定に基づく調査に正当な理由なく協力しないとき又は条例の規定に基づく勧告に正当な理由なく従わないときは、本契約(協定)を解除することができる。(指定管理者の指定を取り消すことができる。)

## グリーン配送に係る特記仕様書

- 1 本契約に基づき物品等を大阪市に納入する際には、車種規制非適合車以外の自動車である、大阪市グリーン配送適合車（以下「グリーン配送適合車」という。）を使用しなければならない。

注 「車種規制非適合車」とは「自動車から排出される窒素酸化物及び粒子状物質の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法（自動車 NOx・PM 法）」に定める窒素酸化物排出基準又は粒子状物質排出基準に適合しない自動車である。

なお、物品配送業務を他人に委託するときは、受託人の使用する自動車についてグリーン配送適合車の使用を求ること。

- 2 本契約締結後速やかに、本市が別途定める様式により、物品配送業務に使用する自動車がグリーン配送適合車である旨の届出を環境局環境管理部環境規制課あて行うこと。

ただし、既に本市に届出済みの自動車を使用する場合又は次の各号に定める自動車を使用する場合はこの限りではない。

(1) 大阪府グリーン配送実施要綱に基づく大阪府グリーン配送適合車

(2) 神戸市グリーン配送ガイドラインに基づく神戸市グリーン配送適合車

- 3 本市に届出済みのグリーン配送適合車に、グリーン配送適合ステッカーを貼付すること。

- 4 物品等を納入した際に、本市職員が確認のため「グリーン配送適合車届出済証」等の提示を求めた場合には、協力すること。

大阪市グリーン配送に関する問合せ

大阪市環境局環境管理部環境規制課

自動車排ガス対策グループ

電話：06-6615-7965

## 生成 AI 利用に関する特記仕様書

受注者又は指定管理者（再委託及び再々委託等の相手方並びに下請負人を含む）が生成 AI を利用する場合は、事前に発注者あて所定様式により確認依頼をし、確認を受けるとともに、「大阪市生成 AI 利用ガイドライン（別冊 業務受託事業者等向け生成 AI 利用ガイドライン第 1.1 版）」に定められた以下の利用規定を遵守すること。

### 生成 AI の利用規定

- 生成 AI を利用する場合は、利用業務の内容、利用者の範囲、情報セキュリティ体制等及び利用規定の遵守・誓約内容を事前に所定様式※により発注者宛に確認依頼をし、確認を受けること。  
※ 所定様式は大阪市ホームページからダウンロードできます  
<https://www.city.osaka.lg.jp/ictsenryakushitsu/page/0000623850.html>
- 前記確認内容に変更等が生じた際には変更の確認依頼をし、確認を受けること。
- 生成 AI は、受注者又は指定管理者の業務支援目的に限定し、市民や事業者向けの直接的なサービスには利用しないこと。
- 画像及び動画の生成 AI サービスを利用する場合は、利用者が生成物を利用する際に他者の著作権を侵害しないよう選別したコンテンツで AI モデルの学習をしているサービスを利用することを原則とする。ただし、当該要件に該当しないサービス又は該当するか不明のサービスを利用する場合は、生成内容が既存著作物との類似性や無許諾での依拠がないことを確認し、かつ、成果物として利用する際は発注者の同意を得ること。
- インターネット上の公開された環境で不特定多数の利用者に提供される定型約款・規約への同意のみで利用可能な生成 AI の利用を禁止する。
- 生成 AI 機能が付加された検索エンジンやサイトは、一般的にインターネットで公開されている最新の情報を検索する目的でのみの利用とし、生成 AI による回答を得る目的での利用を禁止する。
- 生成 AI を利用する場合は、入力情報を学習しない設定（オプトアウト）をして利用すること。
- 契約又は協定の履行に関して知り得た秘密及び個人情報の入力を禁止する。
- 著作権その他日本国の法令に基づき保護される第三者の権利を侵害する内容の生成につながる入力及びそのおそれがある入力を禁止する。
- 生成・出力内容は、誤り、偏りや差別的表現等がないか、正確性や根拠・事実関係を必ず自ら確認すること。
- 生成・出力内容は、著作権その他日本国の法令に基づき保護される第三者の権利の侵害がないか必ず自ら確認すること。
- 生成・出力された文章は、あくまで検討素材であり、その利用においては、受注者又は指定管理者が責任をもって判断することであることを踏まえ、加筆・修正のうえで使用すること。
- 生成・出力内容は、上記に定める正確性の確認等を経たうえで、加筆・修正を加えずに利用（公表等）する場合は、生成 AI を利用して作成した旨を明らかにして意思決定のうえで利用すること。
- 情報セキュリティ管理体制により、利用者の範囲及び利用ログの管理などにより情報セキュリティの確保を徹底して適切に運用すること。